

那須塩原市空き家バンク登録建物リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市空き家バンク実施要綱（平成28年那須塩原市告示第44号。以下「空き家バンク要綱」という。）に規定する空き家バンクの利用を促進するため、空き家バンクを利用して空き家を購入して定住し、かつ、購入した建物をリフォームしようとする者に対して当該建物のリフォームに要する費用の一部を交付することに関し、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、継続して居住することをいう。
- (2) 登録空き家 空き家バンク要綱第2条第1号に規定する空き家で同要綱第5条第2項に規定する登録が行われている物件をいう。
- (3) リフォーム 住宅の機能の維持又は性能の向上を図るために行う工事をいう。
- (4) 市内施工業者 市内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主で建築工事関連業務を営む者をいう。
- (5) 併用住宅 居住の用に供する部分及び事業の用に供する部分が結合した住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、空き家バンクを利用して登録空き家を購入

する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家バンクの利用登録者であること。
- (2) 購入する登録空き家に居住し、かつ、10年以上定住する意思があること。
- (3) 市区町村が賦課する税に滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となるリフォーム（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、併用住宅における事業の用に供する部分は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 主要構造部、居室、台所、便所、風呂その他の生活するために必要な部分のリフォームであること。
- (2) 補助対象事業に要する経費が5万円以上であること。
- (3) 市内施工業者が施工するものであること。
- (4) 国、県又は市が実施している他の制度による補助金等の対象経費として含まれていないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、50万円を限度に予算の範囲内において交付する。ただし、那須塩原市立地適正化計画で定める居住誘導区域内で行う補助対象事業については、70万円を限度とする。

2 補助金の交付は、住宅1戸につき1回限りとし、かつ、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、空き家バンク登録建物リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
 - (2) 補助対象事業に係る見積書の写し
 - (3) 補助対象事業を行う住宅の平面図及びリフォーム予定箇所の写真
 - (4) 市区町村が賦課する税に滞納がないことを証する書類
 - (5) 登録空き家の売買契約書の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、空き家バンク登録建物リフォーム補助金交付等決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の変更の承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付申請書の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに空き家バンク登録建物リフォーム補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業完了日から30日を経過する日又は当該日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに、空き家バンク登録建物リフォーム補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) リフォームの請負契約書及び領収書の写し
- (2) リフォーム完了箇所を確認できる写真
- (3) 転居後の住民票の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、空き家バンク登録建物リフォーム補助金額の確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに空き家バンク登録建物リフォーム補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を欠くことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないとき市長が特に認めたとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年7月1日から施行する。

(補助金の見直し)

2 市長は、この補助金について、令和4年3月31日までに、その運用状況、効果、必要性等を検証し、見直しを行うものとする。

附 則 (平成30年6月1日告示第128号)

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月24日告示第146号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。